

# 「知って得する労災保険の基礎知識！」

講師 遠藤成彦

## 1 労働基準法

いきなり労災保険の話ではなく、その基になっている労基法からお話しします。

### ア. 目的

労働基準法とは、労働者と使用者との契約について、国が労使間に介入したものである。

本来契約とは、民法で様々な契約が規定されている。民法の世界では、契約の両当事者は対等だというのが大前提になっています。また憲法でも「契約自由の原則」がうたわれています。しかし、労働契約（民法では雇用契約という）については、歴史的経過・また現在も対等平等ではなく、労働者は不利益のまま契約を結ぶことになる。そこで国が介入し（労基法）使用者に対して、「〇〇しなければならない。〇〇してはならない」と制限をすることによって、対等に近づけるもので、これが労働者保護法としての労働基準法の存在意義・目的です。

### 第一条（労働条件の原則）

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### イ. 災害補償

労働者が業務上、負傷(ケガ)・疾病(病気)・または障害・死亡した場合、使用者(事業主)には災害補償の義務が発生します(労基法では通勤は除外)。

民法では、事業主の故意・過失を証明し裁判を経なければ保障されませんが、労働基準法では、簡単に言えば業務中であれば過失は無くても事業主は保障義務があります。「無過失責任」といいます。

下記の具体的な災害補償義務が事業主に課せられます。

#### ① 療養補償(治療費関係)

病院での治療費です。保険は使えず実費です。

#### ② 休業補償

労働者の休業期間中(休業1日目から)の賃金を補償しなければならない。平均賃金の60%。

### ③ 障害補償(障害等級に応じて)

障害の程度によってですが、1級の障害(14級あるうち一番重度)を負った場合、平均賃金の1340日分を一括で支払わなければならない。

(仮に一日15,000円で月20日働き30万円の給与をもらっている人ならば、1級傷害で1,340万円の補償が義務づけられます)

### ④ 遺族補償(労働者が死亡したとき)

労働者が死亡したときは、平均賃金の1,000日分を一括で支払わなければならない。(上記の人ならば1,000万円です)

## 2 労働者災害補償保険法(労災保険)

労災保険法は、昭和22年に労働基準法による業務上の労働災害に対する補償制度と同時に制定されたものです。

労働災害が発生すれば、労働者は民法の規定においても損害賠償の請求ができるし、労働基準法の災害補償の規定により請求が出来ます。

しかし、事業主に補償能力がなければ補償されませんし、仮に補償したとしてその会社がつぶれたときには、そこで働いていた他の労働者も失業してしまう事になります。ですから事業主は強制加入(保険料も全額事業主負担)なのです。

労災保険料を払うことにより、事業主はこの民法上の補償と労働基準法の補償義務を免れることとなります(事業主にとっての最大のメリット)。そして被災労働者(又は遺族)は労働基準法よりもずっと手厚い保護が受けられます。

## 3 労災保険の目的

- ① 業務上の事由又は通勤(労基法では補償義務なし)による、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して、必要な保険給付を行うこと
- ② 被災労働者の社会復帰の促進、遺族の保護、適正な労働条件の確保等を図り労働者の福祉の増進に寄与する(労働福祉事業)

### 第1条(目的)

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 4 労災保険の適用事業所と適用労働者

考え方としては、原則として労働基準法上の労働者を使用する事業ならば、すべての事業所が適用事業所です。建設の場合は、元請となる事業所（個人・法人を問わない）は全て強制加入となります。

事業主または労働者が労災保険の存在を知らなくても、また、仮に手続きをしている・いないにかかわらず、保険料を払っているか払っていないにかかわらず、適用事業所ということで、労働者は保護されます（アルバイト・パート・臨時雇いも無論含まれる）。

しかし、事業主に対しては、被災者に対して支払った保険給付（療養・休業他）の金額を費用請求されることとなります。

\* 以下に保護される者と保護されない者を列挙しますが、絶対的な者ではなく実態で判断します。

### ① 建設の事業で労災保険で保護される者(労基法の労働者とみなされる者)

- ・ 従業員
- ・ 下請けの従業員
- ・ 別居の親族
- ・ 個人事業所で親族以外の労働者と同じ労働条件で働いている同居の親族
- ・ 法人の取締役以下で勤務の対価として賃金を受ける者

### ② 保護されない者(労基法の労働者とならない者)

- ・ 事業主（個人）（一人親方は実態で判断）
- ・ 代表取締役
- ・ 同居の親族（6親等内）のみの個人事業所の親族
- ・ 下請けの事業主（法人は代表取締役）

\* 上記で保護されない者は、労災保険の特別加入を神奈川県でする必要があります（監督署に直接行っても加入できません）。7頁で説明。

## 5 通勤災害の認定

通勤途上における災害に対する保険給付は、昭和48年より業務災害と原則的には同じ給付を行うこととなったものです。

労働基準法の災害補償では、通勤は補償に入っていないので、労災保険固有の制度です。

<通勤に関する条文>

(法7条2項)

労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

### ① 合理的な経路及び方法

毎日同じ道でと言うわけではない。早出・早退・残業後も無論 OK である。例外として緊急事態で呼び出されての場合は、業務上災害となる

### ② 逸脱・中断

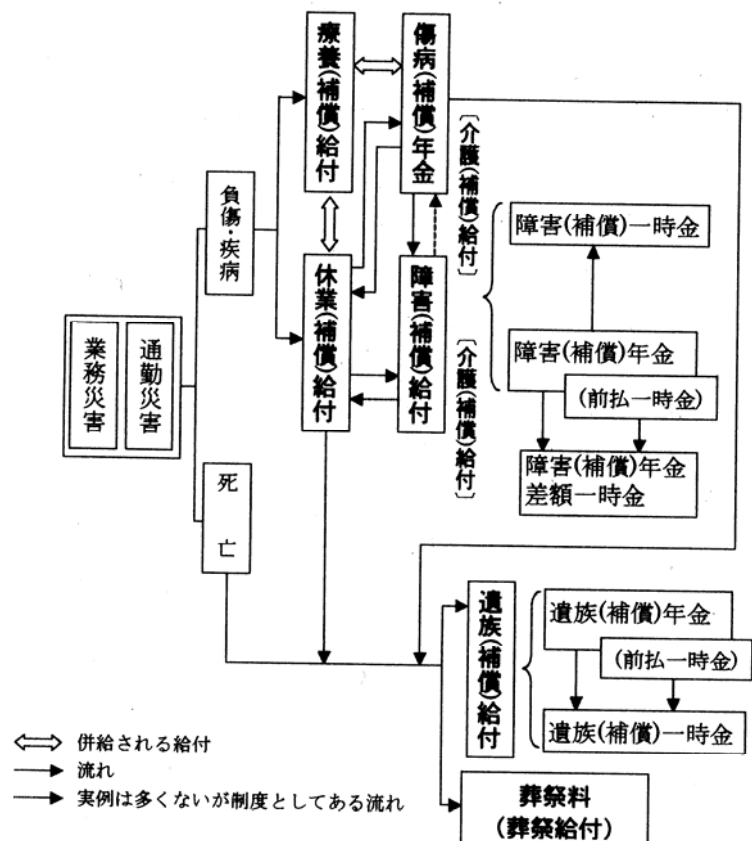
合理的な経路から外れたときは逸脱であり、店などに入った瞬間から中断となる。しかし、日常生活上必要最小限度については、逸脱・中断後を通勤と認めています。(夕食の買い物・奥さんに頼まれてオムツを買う・床屋・独身者の食事などです。無論、飲み屋・パチンコ屋などは対象外です)

## 6 保険給付

保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

ひとつひとつ詳しく説明しているとだいぶ時間がかかりますので、概要について説明します。

- ア.療養（補償）給付
- イ.傷病（補償）年金
- ウ.休業（補償）給付
- エ.障害（補償）給付
- オ.遺族（補償）給付
- カ.葬祭料（葬祭給付）
- キ.介護（補償）給付



\* 通勤災害については事業主に災害補償責任はないので、補償（カッコ内の）という言い方はしない。

## ア. 療養（補償）給付（通勤災害は 200 円の一部負担がある）

### ① 療養の給付(5号様式)

「指定病院等」でかかった費用を、病院等は政府（監督署）に対して直接請求をする。

### ② 療養の費用の支給(7号様式等)

「指定病院等」以外（政府とのつながりがない）において、診療・薬剤などかかった費用を一旦被災労働者が負担し、領収書等を添付し直接政府（監督署）に請求する。そして、本人の口座に振り込まれます。

## イ. 傷病（補償）年金

療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過しても治らないときに、障害の程度が厚生労働省令で定める下記の傷病等級に該当するものは、休業（補償）給付に替えて支給される。

手続きについては、労働基準監督所長が該当すると判断をした人について、「傷病の状態等に関する届出書」の提出を求めてくる。

傷病等級	障害の状態	額（障害の状態が継続している期間 1 年につき）
第 1 級	常時介護を要する状態等	給付基礎日額の 313 日分
第 2 級	随時介護を要する状態等	〃 277 日分
第 3 級	常態として労働不能の状態	〃 245 日分

## ウ. 休業（補償）給付（8号様式）

労働者が業務上又は通勤による負傷又は疾病に係わる、療養のため労働することが出来ないため賃金を受けない日の、第 4 日目（業務上の場合には 3 日目までの補償は事業主が行う）から支給される。

### ① 支給額

休業 1 日につき、給付基礎日額の 100 分の 60 が支給される（実際は特別支給金が 100 分の 20 支給されるので、合計で 100 分の 80 になる）。

\*今現在の給付基礎日額の最低金額は 4210 円（自動変更対象額）である。また、厚生労働省が行っている「毎月勤労統計」が 10%以上変動したときに基礎日額はスライドします。また、診療開始後 1 年 6 ヶ月後から、年齢階層別最低最高限度額が適用されます。

## エ. 障害（補償）給付

傷病（補償）年金と決定的に違うのは、「治ゆ」したということが前提です。「治ゆ」と言うのは完治とは違い、もうそれ以上治療を続けても効果は得ら

れないという判断です。

等級と金額は、下記左が傷害（補償）年金、右が障害特別支給金です。

障害等級	額	支給方法
第1級 ↓ 第7級	給付基礎日額の313日分 ↓ 給付基礎日額の131日分	その障害を存する期間1年につき年金として支給
第8級 ↓ 第14級	給付基礎日額の503日分 ↓ 給付基礎日額の56日分	一時金として支給

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	342万円	第8級	65万円
第2級	320万円	第9級	50万円
第3級	300万円	第10級	39万円
第4級	264万円	第11級	29万円
第5級	225万円	第12級	20万円
第6級	192万円	第13級	14万円
第7級	159万円	第14級	8万円

### オ. 遺族（補償）給付

労働者が業務上又は通勤により死亡した場合には、請求に基づいて死亡の当時を基準に一定の遺族に対して、遺族（補償）補償年金が支給される。

また、労働基準法の災害補償の1000日分を根拠として、1000日分を限度に遺族（補償）年金前払一時金又は遺族（補償）一時金を支給する。

\*以下以外に遺族（補償）特別支給金が300万円（遺族数に関係なく一律）

遺族の数	額
1人	給付基礎日額の153日分*
2人	201日分
3人	223日分
4人以上	245日分

※  
（ただし55歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻1人の場合は175日分）

順位	遺族	労働者の死亡の当時の要件		
1	妻	死亡労働者の収入によって生計を維持していたこと		
	夫			
2	子			60歳以上又は障害の状態
3	父 母			18歳到達年度の末日までの間にある又は障害の状態
4	孫			60歳以上又は障害の状態
5	祖 父 母			18歳到達年度の末日までの間にある又は障害の状態
6	兄弟姉妹			60歳以上又は障害の状態
7	夫			18歳到達年度の末日までの間にある若しくは60歳以上又は障害の状態
8	父 母			55歳以上60歳未満（障害の状態にないもの）
9	祖 父 母			〃
10	兄弟姉妹	〃		

#### カ. 葬祭料（葬祭給付）

葬祭を行うものに支給され、普通は遺族に支給される。領収書などの添付は必要ない。

#### <支給額>

下記、①と②のいずれか高いほうの額

- ①315,000円＋給付基礎日額の30日分（原則）
- ②給付基礎日額の60日分（最低保障額）

#### キ. 介護（補償）給付

次の要件をすべて満たすものに対し、請求に基づいて支給される。

- ①障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受ける権利を有するもの。
- ②障害の程度が厚生労働省令で定める程度のもの
- ③常時又は随時介護を要する状態にあるもの

#### <支給金額>

月単位で29,380円～108,300の範囲内で条件により異なる。

## 7 特別加入

労災保険は本来労働者の災害補償を行うものであり、保護の対象は労働基準法上の労働者である。しかし、「日本の中小企業・自営業者の割合は高く作業の実態から考えて、一般労働者と同じように保護する必要がある」と私たちの先輩たちの運動で、昭和40年に出来た制度です。（監督署へ直接個人で行っても加入できません）

- ①第1種特別加入者（事業主特別加入）
- ②第2種特別加入者（一人親方特別加入者）
- ③第3種特別加入者（海外派遣者特別加入）

私たちに一番かかわりがあるのは、①と②です。

#### ① 第1種特別加入者

大前提が中小企業（建設の場合常時300人以下）で「労働保険事務組合」に労働保険事務の処理を委託している事業。

2ページで「適用労働者でない者」（一人親方を除く）である。

基本的に法人の事業所は、包括加入（役員は全員）です。ただし現場に出ない（高齢や病気など）代表取締役は加入しなくてもよいこととなりました。

原則として、本来事業主が行うべき業務中は対象外である（補償されない）。

極端な例で言うと接待や一人で行った打ち合わせなどが考えられる。

通勤災害については、基本的に OK である。ただ、単独行動での深夜とかは難しい。

## ② 第2種特別加入者

労働者を使用しないで、一人で事業を行っているものについて、同種同業の団体を結成し、この団体が申請を行うことにより、政府の承認を受けて団体に使用される労働者とみなして、保険給付を受けることができるものです（団体の構成員でなければダメということ）。

別に事務所など借りていない場合には、通勤という概念がないと考えたほうが良いと思われます。要するに家を出たときから業務上と考えるべきです。

あとは、被災した時間が極端に遅い場合などの場合、業務起因性・遂行性の相当因果関係が問題になってきます。

## 8 加入の区分と保険料一覧

### ア. 事業所労災（9ページ左の表）

元請工事を行う事業所はすべて加入する必要があります。

使用する人数で保険料が変わるわけではありません。1人でも100人でも保険料は同じです。年間元請工事金額で決まります。

一日だけの応援・バイトなども含めて補償されます。

### ① 事業主特別加入(強制ではなく任意加入)

労災保険は労働基準法上の労働者を補償するものです。ですので上記事業所労災では個人事業主（事業主・同居の親族）・法人役員（代表取締役・取締役等）は、基本的には9ページ右の表の「事業主特別加入」にセットで加入する必要があります。

### イ. 一人親方特別加入

一人事業主も労働者としては基本的に補償されません。

定義はいろいろですが、要するに「外注さん」「常用労働者以外」「源泉されていない人」を言います。9ページの右の表「一人親方特別加入」です。

事業所労災 保険料早見表(建設業)		事業主 特別加入 保険料早見表		一人親方 特別加入 保険料早見表	
年間請負金額	年間保険料	※年度途中での加入は、月割りにて計算 します。		※年度途中での加入は、月割りにて計算 します。	
		希望日額	年間保険料	希望日額	年間保険料
100万円	3,150円	6,000円	32,850円	6,000円	43,800円
300万円	9,450円	8,000円	43,800円	8,000円	58,400円
500万円	15,750円	10,000円	54,750円	10,000円	73,000円
700万円	22,050円	12,000円	65,700円	12,000円	87,600円
1千万円	31,500円	14,000円	76,650円	14,000円	102,200円
3千万円	94,500円	16,000円	87,600円	16,000円	116,800円
5千万円	157,500円	18,000円	98,550円	18,000円	131,400円
1億円	315,000円	20,000円	109,500円	20,000円	146,000円
▲加入金	2,000円	▲年間事務費 3,000円(1人)		▲年間事務費 5,000円(1人)	
▲年間事務費	12,000円				